

福岡市観光振興条例の施行状況に関する検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 福岡市観光振興条例（平成30年福岡市条例第55号。以下「条例」という。）の施行状況等について検討を行うため、福岡市観光振興条例の施行状況に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、条例の施行状況等について検討するにあたり、委員から意見を収集する。

(構成)

第3条 委員会は、委員4人で構成する。

2 委員会の委員は、観光振興又は税財制度について学識を有する者等から、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

2 委員長は、委員会を主宰し、委員会の議事進行に必要な事項を定める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、これを代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は事務局が招集する。

2 委員会では、必要があると認めるときは、学識を有する者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則公開とする。ただし、会議の内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りではない。

2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第7条 委員会を非公開で行う場合は、委員及びその他委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(経費の支弁)

第8条 市は、委員会の委員に対し、会議の出席に対して報償費及び交通費を支弁するものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、経済観光文化局観光コンベンション部観光産業課及び財政局税務部税制課に置く。

(規定外事項)

第10条 この要綱に定めのない事項で、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月9日から施行する。